



3文ス第322号
令和3年5月24日

公益財団法人福島県体育協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（通知）

県新型コロナウイルス感染症対策本部より、「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」及び「福島県新型コロナウイルス感染症緊急特別対策」を反映し「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」が改訂された旨の通知が別紙写しのとおり発出されました。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙及び下記に留意のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、対策の継続について周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守すること。
なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合にあつては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前相談するなど、慎重に検討すること。
- 2 令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」や、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、さらには、同年10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の内容に留意すること。

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3健第1787-1号
令和3年5月14日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長
〔 福 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について(通知)

このことについては、令和3年5月14日付け3健第1787号で通知したところですが、「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」及び「福島県新型コロナウイルス感染症緊急特別対策」を反映し「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を改定しておりますのでお知らせいたします。

つきましては、今回の決定内容について、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

〔 事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム
電話(総括班) 024-521-7872
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp 〕